

いきいき



災害ボランティアセンターのいま 2
つながり・支えあいのまち“かしはら” 3
安心できる生活を守るために 4
活動報告 5
お知らせ広場 6

4 2022

災害ボランティアセンターのいま

～安心して頼れるセンターを目指して～

近年、各地で豪雨や地震等の自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。コロナ禍においても、災害はいつ・どこで発生するかわかりません。社協は災害時、「災害ボランティアセンター（センター）」を設置・運営する役割を担うため、平時から災害時に備えた取組を行っています。

災害ボランティアセンターとは

災害発生時には、全国各地から多くのボランティアが被災地に駆けつけます。センターは、そのボランティアの力と被災者のニーズを効率的につなぐことで、被災地の復旧・

復興支援を図ります。センターの運営には、地域福祉の推進を図る社協が、関係機関や地域住民と日頃から培ってきたネットワークを活かした効率的な支援や調整が求められます。

センター設置・運営訓練 活動の様子



●ボランティア受付班
全国から駆けつけるボランティアにボランティア登録の案内やボランティア保険加入の確認を行います。

●マッチング班

被災者のニーズとボランティアの活動希望を結びつけます。需給のミスマッチを最小限に抑えることに留意します。



●資材班
ボランティア活動に必要な資材の受け渡しや調達・管理を行います。災害時には多くの資材を扱うことになります。



※上記は令和元年度の様子です。

檀原市におけるセンターの運営

社協は、檀原市地域防災計画において、災害対策本部組織の福祉救護部ボランティア支援班としての役割を担っています。そして、「檀原市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、センターの設置・運営を行います。



センターの設置基準等

- 設置判断
震度5弱以上の地震等の大規模災害発生時に、関係機関と協議し、判断
- 設置場所
原則として市保健センター南館・駐車場等に設置
- 被災状況の確認
実地調査等で市、県社協、地域の各種団体やボランティア等へ聞き取り
- ※その他、詳細についてはセンター設置・運営マニュアルに記載

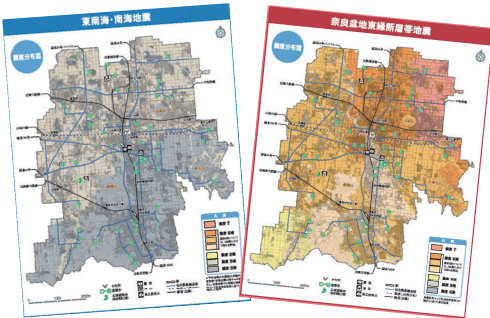
これまで社協は、センターを設置したときに中心的な役割を担うボランティア運営者を養成し、センターの設置・運営訓練を行ってきました。

した。今年度は、地震等を想定した訓練を実施する予定です。

安心して頼れるセンター

令和3年4月に社協は、檀原青年会議所と「災害時における協力体制に関する協定」を締結しました。センターは災害時に設置しますが、災害時のみの対応ではなく、平時から関係機関や地域住民等と連携を図り、協力し合える関係を築くことが必要です。

これからも社協は、日頃からの「つながり」を大切にし、センターの周知啓発を図ることで、地域住民が安心して頼れるセンターを目指します。



地震が発生した際に予測される震度、建物全壊率が示された「檀原市地震ハザードマップ」をご存じですか？「東南海・南海地震」等を想定したマップがあり、檀原市公式ホームページでご覧いただけます。

問 市建築安全推進課 ☎22-4001 (代)

つながり・支えあいのまち“かしはら”

～アフターコロナを見据えて～

新型コロナウイルス感染症の拡大により、さまざまな地域福祉活動の自粛を余儀なくされました。この収束がまだ見えないものの、“人と人、地域とのつながり”の大切さから、地域では感染症対策と工夫を図りながら地域福祉の活動が再開されつつあります。



▲距離をとっての軽体操

▲密を避けてウォーキング

▼現地開催と動画配信によるミニ交流会

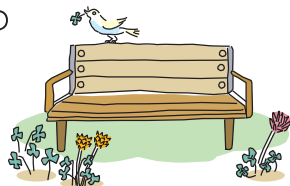
▲ビデオメッセージによる高齢者と中学生の交流

▲少人数での地域ケア会議

新型コロナウイルス感染症の影響による「集い」や「交流の場」の減少は、地域におけるつながりの大切さを改めて考えるきっかけとなりました。また、小学校区地域福祉推進委員会を対象に実施した榎原市第4期地域福祉推進計画（5ヶ年計画）の中間ヒアリングにおいても、地域とのつながりの減少が課題となっています。

このような状況の中、地域では、感染予防に十分配慮し、やり方を工夫することで、少しずつ地域福祉の活動が動き出しています。そして、活動の再開は、地域の皆様の外出のきっかけとなり、「みんなと顔を合わせられるだけで嬉しい」と、参加者の笑顔を生み出しています。

社協は、アフターコロナを見据えて、地域の「つながり・支えあい」を絶やすことのないよう、今できることを地域の皆様とともに考え、地域福祉の推進に取り組んでいきます。



すごろくで楽しく 地域とつながりませんか？

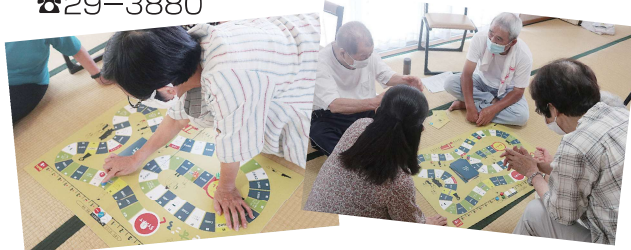


「ぎんのLiFeすごろく」は、人生100年時代に向けて、将来起こりうる様々な出来事や自分のできそうなことを初めて会った人同士でも、楽しく、笑いながら、疑似体験できます。共通の話題や経験を話し合うことで、“人と人とのつながり”を実感してみませんか。

地域のイベントや集まりで活用を希望される場合は、下記までお問合せください。

社会福祉協議会 地域福祉係

☎29-3880



安心できる生活を守るために

～日常生活自立支援事業～

「通帳や印鑑など大切なものの置き場所を忘れてしまう」「郵便物や書類の内容が分かりにくい」「公共料金の支払いが滞ることが増えてきた」などで困っておられる方はいませんか？このような場合に利用できる福祉サービスが日常生活自立支援事業です。



▲支払いなどの相談

日常生活自立支援事業とは

社協は、もの忘れのある高齢者や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方が、地域で安心して自立した生活を継続できるように、日常生活自立支援事業を実施しています。檀原市では42名（令和4年1月1日現在）の方が、この事業を利用し、地域で生活されています。

この事業では、月に1・2回程度、生活支援員が訪問し、生活費の使い方、預貯金の入出金の同行などの支援をします。また、通帳や銀行印などの大切なものを紛失する不安がある場合は、預かりサービスも行います。

支援にあたっては、利用者の意向を確認し、支援内容を決定するため、自己決定が尊重され、利用者は安心して生活を続けることができます。

成年後見制度への移行支援

利用者には高齢者が多く、利用の途中で認知症の進行や判断能力の低下により、事業の利用継続が困難になる場合もあります。そのような場合は、行政や弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職と連携し、成年後見制度への移行の支援を行っています。成年後見制度

利用者・家族の声

利用者

手伝ってくれるようになって、以前のように支払いを忘れる心配がなくなり、毎日安心して過ごせています。

家族

家族では言いにくい親のお金の手伝いをしてもらい助かっています。本人も自分で出来ることが増え喜んでいきます。

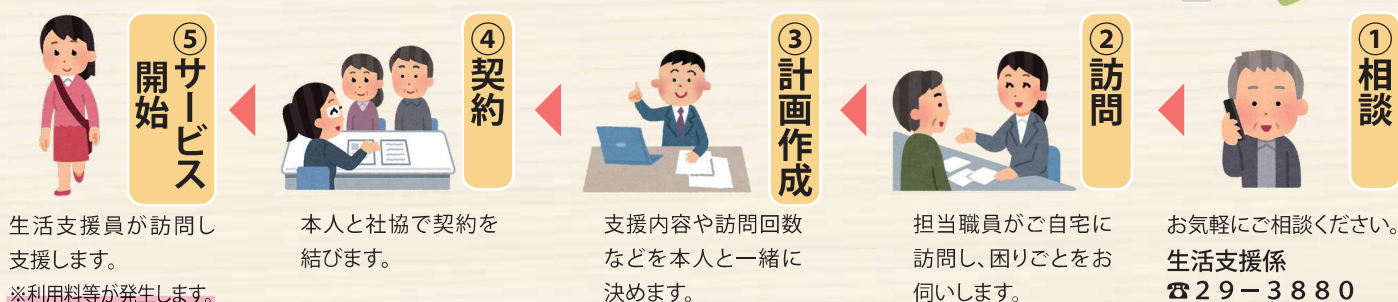
では、日常的な金銭に留まらないすべての財産管理や福祉施設の入退所など、生活全般の支援（身上保護）に関する契約などの法律行為を援助することができます。社協においても、成年後見制度における法人後見事業を実施しています。

今後、権利擁護支援に関するニーズが高まる中、社協は専門機関と連携を図りながら、利用者の判断能力や生活状況を踏まえた多様な支援を行っています。



▲利用者の手続きに同行

サービス利用までの流れ



橿原市共同募金委員会(名称変更)

4月1日から「奈良県共同募金会橿原支会」が「橿原市共同募金委員会」に名称を変更します。名称変更は、中央共同募金会の指導のもと全国的に進められています。本会におきましても名称変更を機に、より多くの住民の参画を得て共同募金運動を進めていきますので、今後とも皆様のご理解とご協力をお願いします。



地域福祉の推進のために寄付

12月13日(月)、千葉ロッテマリーンズの荻野貴司選手からご寄付をいただきました。

荻野選手は、オフシーズン等に橿原市でトレーニングや身体のケアに取り組まれています。そこで支えられた橿原カイロプラクティックセンター院長のなかむら せいじ 中村誠治氏をはじめとする多くの方に対して感謝の意を表され、今回のご寄付に至りました。

いただいた寄付金は、地域福祉の一層の推進のため、有効に活用させていただきます。



▲亀田会長(市長)と談笑される荻野選手(中)と中村氏(左)

赤い羽根共同募金

昨年10月1日から赤い羽根共同募金運動(一般共同募金と歳末たすけあい募金)が全国的に展開され、橿原支会におきましても感染症予防に配慮しながら、この運動を進めました。市民の皆様をはじめ、自治会や民生委員・児童委員等の深いご理解と温かいご協力に支えられ、無事に運動を終了することができました。心より感謝申し上げます。

お寄せいただいた募金は、社会福祉事業や地域福祉活動等の資金として、有効に活用させていただきます。



(令和4年1月31日現在)

募金種別	募金額(円)
一般共同募金(A)	9,226,174
戸別募金	4,413,206
法人募金	3,059,994
街頭募金	337,586
その他募金	1,415,388
歳末たすけあい募金(B)	4,258,214
戸別募金	4,218,212
その他募金	40,002
合計(A)+(B)	13,484,388

ありがとうございました



ありがとうございました!!

善意の窓(11月16日~2月15日)

11月24日	「憩いの川づくりプログラム事業代金」 平和橋会	1,000円
11月24日	資源リサイクル「警察と地域の連携について考える会」	500円
12月1日	大和橿原モロロジー事務所	10,000円
12月1日	畝傍ゲートボール同好会	5,000円
12月1日	資源リサイクル神武会	3,000円
12月3日	曾我町光専寺 喜捨箱	16,144円
12月10日	橿原商工会議所 女性会	30,000円
12月10日	こころの会 石原田町	11,700円
12月21日	橿原市仏教会	150,000円
12月21日	橿原市仏教会 托鉢浄財	5,086円
12月22日	特定非営利活動法人 飛鳥 ステップあすか	10,000円
12月22日	「憩いの川づくりプログラム事業代金」 平和橋会	1,000円

12月22日	資源リサイクル「警察と地域の連携について考える会」	500円
12月24日	匿名	18,179円
1月5日	大和橿原モロロジー事務所	10,000円
1月6日	畝傍ゲートボール同好会	5,000円
1月6日	資源リサイクル神武会	3,000円
1月19日	「憩いの川づくりプログラム事業代金」 平和橋会	1,000円
1月19日	資源リサイクル「警察と地域の連携について考える会」	500円
1月20日	匿名	5,000円
2月2日	畝傍ゲートボール同好会	5,000円
2月2日	資源リサイクル神武会	3,000円
2月2日	大和橿原モロロジー事務所	10,000円
2月8日	こころの会 石原田町	9,000円

善意銀行に多くのご寄付をいただき厚くお礼申し上げます。寄付金は、地域福祉活動に有効活用させていただきます。

お知らせ広場

心配ごと相談

夫婦間や子どもの家庭問題、離婚手続きなど、日常生活を営むうえで抱える心配ごとや悩みはありませんか？法律に詳しい専任の相談員が適切な助言を行います。なお、相談員には守秘義務があり、プライバシーの保護に配慮した個室での相談を行っています。

日時 火曜日 午前9時30分～正午
(受付) 午前11時30分まで
木曜日 午後1時30分～午後4時
(受付) 午後3時30分まで
※祝日、年末年始を除く。

場所 檀原市保健センター南館3階 相談室1

相談料 無料 **予約** 不要(受付順)

※4月から相談時間を変更しています。



社協会員の募集

社協では、地域福祉活動を積極的に展開するため、会員を募集し、会員の皆様からいただいた会費を貴重な自主財源の1つとして、社協の運営や地域に密着した事業に活用させていただいています。

社協の活動にご理解いただき、ひとりでも多くの皆様のご協力をお願いします。

〈会員の区分と会費〉

区分	会費(年額)	令和3年度実績
個人会員	300円	1,229名
団体会員	3,000円	50団体
賛助会員	1口1,000円	26件

ふれあい電話訪問サービスの利用者募集

市内在住の高齢者世帯等に対し、ふれあい(話し相手や見守り等)のため、ボランティアによる電話訪問を行っています。

実施日 火曜日(午前10時～午後3時)
金曜日(午前10時～正午)

訪問日 週1回(10分程度)

費用 無料 **申込み** 地域福祉係

※電話訪問をするボランティアも募集しています!! 関心のある方はお問合せください。



正規職員の募集

職種等 保健師 2名、社会福祉士 1名

採用日 令和4年10月1日 **第1次試験日** 6月5日(日)

試験場所 檀原市保健センター南館3階

応募資格 昭和61年4月2日以降に生まれ、保健師又は社会福祉士の資格を有する人

受付期間 4月5日(火)～5月16日(月)

※受付は5月16日(月)までの消印有効となります。(持参の場合は(土)(日)(祝)を除きます。)

※応募に必要な書類、試験日程などの受験案内は、ホームページに掲載しています。

車いすの貸出

市内在住の方や市内を活動範囲としている団体を対象に、車いすの貸出を行っています。

一時的な通院、入退院や旅行時の使用、学校・職場での体験学習などお気軽にご利用ください。

貸出期間 必要とする期間(上限3週間)

費用 無料

※車いすの台数には限りがあります。また使用目的によっては、ご希望に添えない場合があります。



声の「いきいき」公開中

社協だより「いきいき」は、音訳グループ「声のしおり」の皆さんのご協力により、音訳して、視覚障がいのある方に届けていただいています。また、社協のホームページ内でも聴くことができます。



ヘルパー(非常勤職員)の募集

職種 ヘルパー(非常勤職員)

応募要件 ①資格あり(介護職員初任者研修修了(旧ヘルパー2級)以上)の69歳までの方
②資格なしの69歳までの方

※研修(全2日)あり。資格取得支援制度あり

業務内容 ①高齢者・障がい者の身体介護・家事援助など
②高齢者の家事援助

雇用期間 令和5年3月31日まで ※更新制度あり

勤務日等 週1日以上(土・日勤務できる方歓迎!) ※勤務日数・時間は調整

賃金 時給1,100円～1,650円

手当 活動手当、研修手当、地域手当、処遇改善加算手当等

待遇 有給休暇有、被服貸与

※詳しくは、募集案内をご覧ください。募集案内及び応募に必要な書類は、ホームページに掲載しています。

※新型コロナウイルスの影響により、行事などが中止になったり日程などが変更されたりする場合があります。

次号(第65号)は7月発行予定です。

